

高松市のスポーツ施設使用料等の徴収を怠る事実などに関する住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により監査したので、その結果を同項の規定により次のとおり公表します。

平成28年8月16日

高松市監査委員	吉田正己
同	鍋嶋明人
同	藤原正雄
同	白石義人

高松市のスポーツ施設使用料等の徴収を怠る事実などに関する  
住民監査請求の監査結果について

## 第1 請求の受理

### 1 請求人

住所・氏名 省略

### 2 請求の受付

本件請求は、平成28年6月20日に受け付けた。

### 3 請求の要旨(原文)

別紙事実証明書（①平成28年6月16日付朝日新聞の記事、②平成28年6月16日付四国新聞の記事）の記載によると、市長又は氏名不詳の高松市職員は、株式会社ファイブアローズ（本店高松市国分寺町国分901番地1）に対して、

(a) 高松市所有の体育施設の使用料に関する条例に違反して施設使用料を同社に前納させる必要のあることを知りながら事実証明書②記載の通り2009年度から2014年度までの施設使用料の徴収を違法に怠り、事実証明書①記載の通り、1,333万8,750円の使用料相当額及び延滞料相当額の損害を高松市に与えているので、市長等の本件違法な怠る事実について責任を有する者に対して損害の補填を求めるほか、(b) 営利法人たる同社の利益を図る目的で同社に対して

1, 000万円の公金を違法に支出しようとしていることから、当該公金支出の差し止めを求める。

(a) 事実証明書②の記載によると、高松市所有の体育施設の使用料について2009年度から2014年度までの施設使用料の徴収を違法に怠っている事実があるが、その一部については、既に公法上の債権の消滅時効にかかったものもあり、長期間に亘って施設使用料及び延滞料の徴収を違法に怠っていたことは明白である。更に、高松市のスポーツ施設条例によると施設使用料は前納とされていることから、施設使用料の納付をさせずに使用許可をし続けたのは条例違反の違法行為であることも明白である。

(b) 事実証明書①及び②の記載によると、営利法人たる同社の利益を図る目的で同社に対して1, 000万円の公金を違法に支出しようとしていることは明白であるが、事実証明書①によると、同社は、既に約1億4, 000万円の債務超過の状態にあり、若し仮に、同社が倒産した場合には、高松市が公金を出資した金員の回収が不可能になるのである。特定の営利法人の利益を図る目的で市民の貴重な公金を支出することは許されないのである。

よって、本件請求人は、高松市監査委員が、前記(a)高松市所有の体育施設の使用料及び延滞料の徴収を違法に怠っている事実に関して、市長等の責任を有する者に対して損害の補填をさせるほか、(b)営利法人たる同社の利益を図る目的の1, 000万円の公金支出の差し止めその他の必要な措置を講ずるよう高松市長に対して勧告することを求める。

#### 4 請求の要件審査

本件請求は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条所定の要件を具備しているものと認めた。

### 第2 個別外部監査契約に基づく監査の請求とこれに対する措置

#### 1 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由(原文)

住民監査請求の分野においては、従来の監査委員の制度は、全く機能

しておらず、信用できないので、個別外部監査契約に基づく監査を求める必要がある。

## 2 高松市長に法第252条の43第2項前段の規定による通知を行わなかった理由

本件請求の監査を行うに当たっては、監査委員に代わる外部の専門的知識を有する者を必要とするような特段の事情があるとは認められず、むしろ、監査委員の監査による方が適当であると判断したことによるものである。

## 第3 監査の実施

### 1 監査対象事項等

本件請求に係る監査対象事項は、

(1) 高松市（以下「市」という。）の長又は職員が、プロバスケットボールチーム「高松ファイブアローズ」（平成28年7月1日付けで「香川ファイブアローズ」と名称を変更。以下「本件チーム」という。）の運営等を目的とする株式会社ファイブアローズ（以下「本件運営会社」という。）が平成21年度から平成26年度までの間に使用した市スポーツ施設の使用料合計1,333万8,750円及びこれに対する延滞料の徴収を違法又は不当に怠っている事実があるか否か、

(2) 市が、既に約1億4,000万円の債務超過の状態にある営利法人の本件運営会社に対して、出資金として1,000万円を公金から支出することが違法又は不当な公金の支出に該当するか否か、

という事項である。

そして、その措置請求の内容は、

(3) 前記(1)については、前記スポーツ施設の使用料及び延滞料の徴収を怠ったことにつき責任を有する者に対して、それによる損害を補填させる措置を講じること、

(4) 前記(2)については、本件運営会社に対する前記出資金

払込みのための公金支出を差し止めるなど必要な措置を講じる  
こと、

を市長に勧告することを求めるというものである。

なお、監査委員は、法第242条第6項の規定により、請求人に対して、平成28年7月15日に、証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、請求人からは、新たな証拠の提出はなく、陳述も行われなかった。

## 2 監査対象局

本件監査対象局は、創造都市推進局スポーツ振興課である。

## 第4 監査の結果

本件請求について、監査委員は、合議により次のとおり決定した。

本件請求は、措置請求に理由がないものと判断する。

以下、その理由を述べる。

### 1 監査により認められた事実

本件監査は、監査対象局に事実照会するとともに、関係証拠書類の提出を受けて精査するなどの方法により実施し、その結果、次の各事実を認定した。

#### (1) 市のスポーツに関する施策とその実施状況

##### ア 国及び地方公共団体のスポーツに関する施策等についての法規

国は、スポーツが国民生活において多面にわたり有為で重要な役割を果たすものであることに注目し、国及び地方公共団体が、他の関係者と協働して、その振興を図ることが不可欠であると考え、昭和36年6月16日にスポーツ振興法（昭和36年法律第141号）を制定して、スポーツの振興に努めたが、その後、これを更に充実させるため、平成23年6月24日に同法を全部改正して、スポーツ基本法（平成23年法律第78号。以下「基本法」という。）とし、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進することとした。

この基本法は、スポーツに関する基本理念を定め、「国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与すること」を目的としており、第2条で8項目にわたる高い基本理念を掲げた上、それに沿う施策の策定やその実施について、国や地方公共団体等の責務を明確に規定している。

国については、基本法第3条が、「国は、前条の基本理念にのっとり、スポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。」と規定し、地方公共団体については、同法第4条が、「基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と定め、スポーツ団体には、同法第5条で、基本理念にのっとり、スポーツの推進に主体的に取り組む努力などを求めており、これら関係者相互の連携及び協働について、同法第7条において、「国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。」としている。

そして、同法は、国においては、文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画(以下「スポーツ基本計画」という。)を定めなければならない(第9条第1項)、都道府県及び市にあっては、このスポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画(以下「地方スポーツ推進計画」という。)を定めるよう努めることを要請した上(第10条第1項)、第21条において、「国及び地方公共団体は、

国民がその興味又は関心に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、住民が主体的に運営するスポーツ団体が行う地域におけるスポーツの振興のための事業への支援、住民が安全かつ効果的にスポーツを行うための指導者等の配置、住民が快適にスポーツを行い相互に交流を深めることができるスポーツ施設の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない」と規定し、第33条で、国は、地方公共団体や学校法人、更にはスポーツ団体であってその行う事業が我が国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対して、予算の範囲内で、一定の経費につき、その一部を補助し、または補助することができる」とするとともに、地方公共団体については、第34条で、「スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に関し必要な経費について、その一部を補助することができる。」とし、民間のスポーツ団体が行う地域スポーツ振興事業に対する国や地方公共団体による支援努力や地方公共団体による補助の可能性について定めている。

#### イ 市のスポーツに関する施策の策定

##### (ア) スポーツ全般に関する施策

市は、昭和62年3月に制定した「高松市民スポーツ憲章」の理念に基づき、「21世紀におけるスポーツ振興マスタープラン（平成13年度～平成22年度）」を策定し、それに基づき、スポーツ関係諸施策を実施してきたが、基本法の施行に伴い、「高松市スポーツ振興基本計画（平成22年度～平成27年度）」を策定して、国の基本計画に沿うスポーツ施策を実施してきており、同計画年度の終了に備え、平成28年3月に、経験者・スポーツ関係団体代表者・公募市民で構成する高松市スポーツ推進審議会に諮った上、文部科学大臣が定めたスポーツ基本計画を参酌して、市の実情に即したスポーツの推進に関する計画として、従前と同様の手続により、平成28年度から平成35年度にわたる「高松市スポーツ推進

計画」を策定し、向こう8年間の施策を定めている。

この計画について、市は、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の決定やスポーツに関する施策を総合的に推進するためのスポーツ庁の設立などスポーツを取り巻く環境が大きく変化している現状や、これまでの市の取組状況などを踏まえ、今後のスポーツ推進は、市民一人一人が生涯を通じたスポーツライフを創造するために、スポーツの多面的な役割を改めて明確にした上で、スポーツによるコミュニティの醸成や、高齢社会、障がい者に対応した既存スポーツ施設のバリアフリー化などスポーツを取り巻く環境を整備し、市民のニーズに即した効率的・効果的な施策の展開が求められているとの認識の下、従前の施策に新しく採用する施策を加えた総合的な諸施策を策定している。

(イ) 市の地域密着型トップスポーツチーム支援に関する施策

市は、この計画に掲げる5つの基本方針の一つである『集まろう！みんなでスポーツ』の中に「地域密着型トップスポーツチームとの連携」という基本施策を、もう一つの基本方針である『楽しもう！わたしのスポーツ』の中に「各種スポーツ団体等の活動支援」という基本施策をそれぞれ掲げ、この両施策の具体的実施方針として、現在、市に存在する地域密着型トップスポーツチームであるベースボールの香川オリーブガイナーズ、バスケットボールの高松ファイブアローズ、サッカーのカマタマーレ讃岐のプロ3チームとアイスホッケーの香川アイスフェローズというアマチュア1チームの合計4団体（以下「トップ4チーム」という。）が相互に連携し、地域の活性化やスポーツ活動の輪を広めることを目的に各種事業を展開していることを認識した上、市のにぎわいづくりや地域との交流を深めるため、市が開催しているイベント等に更にそれらチームの参加を促すとともに、それらチームの競技観戦や地域に根差した諸活動などによ

り、市民のスポーツへの関心や技術向上への意欲を高めるなど、すそ野の拡大につなげ、スポーツの推進を図るとともに、市のイメージアップや全国に向けた情報発信、地域との一体感の醸成等を図るため、それらトップ4チームに対する効果的な支援を行うことを明らかにしている。

#### ウ 市の地域密着型トップスポーツチーム支援施策の実施状況

市は、前記の「高松市スポーツ振興基本計画（平成22年度～平成27年度）」や、「高松市スポーツ推進計画（平成28年度～平成35年度）」に基づき、前記のトップ4チームを支援するため、これまでに次の各事業を実施している。

##### （ア）高松市民応援デーの開催

市内で活躍するトップ4チームのホームゲームにおいて、高松市ホームタウンデーを開催し、無料招待や市民が試合を観戦する動機付けになるイベント等を開催するものであり、平成26年度から各チーム1回ずつ開催しており、本件チームについては、平成27年度に1回実施している。

##### （イ）アウェイサポーターおもてなし事業の実施

平成27年度からの新規事業で、カマタマーレ讃岐のアウェイゲームの開催会場において、アウェイサポーターがカマタマーレ讃岐のホームゲームに会場まで来場して市内に宿泊してもらえよう働き掛けるため、宿泊や食事、観光地等の割引券等の特典がついた本市のパフレットとうどんを配布しており、本件チームについては、本年度以降に実施される見込みである。

##### （ウ）パブリックビューイングの開催

トップ4チームの中、プロ3チームのアウェイゲームを市民が一体となって応援する機会を提供することにより、応援機運の醸成や街なかの活性化につなげるため、中心市街地においてパブリックビューイングを開催するものであり、カマタマーレ讃岐について、平成26年度に4回開催

している。

(エ) 練習・教室に係るスポーツ施設等使用料の補助

チームの支援とスポーツ教室開催を促すため、チームが本市スポーツ施設を練習で使用した場合は使用料の2分の1を、スポーツ教室で使用した場合は使用料の全額を、いずれも予算の範囲内で補助するもので、平成26年度は、カマタマーレ讃岐に練習407回分と教室283回分、高松ファイブアローズに練習226回分と教室136回分を、平成27年度は、カマタマーレ讃岐に練習428回分と教室284回分、高松ファイブアローズに練習195回分と教室165回分を、それぞれ補助している。

(オ) 児童生徒等観戦誘致事業の実施

瀬戸・高松広域定住自立圏の圏域内の児童生徒等の本市内を拠点として活動しているトップ4チームの試合観戦の機会を提供するため、児童生徒等の無料招待を行うもので、平成26年度は、高松ファイブアローズに対し、市が11回、東かがわ市が1回、香川オーリーブガイナーズには直島町が1回実施している。

(カ) ユニフォームへの高松市ロゴの掲載

県外で開催する試合などにおいて高松市のロゴを掲載したユニフォームを選手に着用してもらい、本市をPRするためのロゴ掲載料を支払うものであり、平成26年度・27年度ともに、予想額を上回る掲載料のカマタマーレ讃岐以外のトップ3チームに掲載している。

(キ) 優秀選手表彰記念品の贈呈

ホームゲーム開催時に最も活躍した選手1人に本市の特産品等を贈呈し、本市のPRを図るものであり、平成26年度は、香川アイスフェローズに2回、香川オーリーブガイナーズに33回、カマタマーレ讃岐に5回、高松ファイブアローズに14回、平成27年度は、香川アイスフェロー

ズに3回、香川オリーブガイナーズに17回、カマタマーレ讃岐に4回、高松ファイブアローズに14回、それぞれ実施している。

(ク) 香川県地域密着型スポーツ活用協議会への事業運営費の負担

香川県と県内市町を構成団体とする香川県地域密着型スポーツ活用協議会において、香川県をホームタウンとして活動する地域密着型トップスポーツチームを活用し、青少年の健全育成や地域のにぎわいづくりに取り組むための事業運営費について負担するものであり、その事業の多くにトップ4チーム及び同チームに所属する選手が関与している。

(ケ) カマタマーレ讃岐に対する1,000万円の出資

平成25年度に、カマタマーレ讃岐を支援するため、香川県が2,000万円、丸亀市が1,000万円をカマタマーレ讃岐に出資した際、市も同様に同社に対して1,000万円を出資している。

(2) 本件運営会社の概要

ア 本件運営会社の目的及びその設立経緯と沿革

本件運営会社は、平成17年11月に、バスケットボールのチーム経営などを目的として設立された資本金1億円の会社であり、当初は、その商号を「株式会社スポーツプロジェクト高松」と称し、その本店を高松市藤塚町一丁目11番22号に置いて営業を開始し、本件チームを立ち上げた上、平成18年度から日本バスケットボールリーグが運営するbjリーグ加盟チームとして参戦していたが、平成21年にメインスポンサーであった株式会社穴吹工務店が多額の負債を抱えて倒産した影響を受け、平成22年5月14日には約1億円を超える負債を抱えて経営の危機に瀕して自己破産手続開始の申立をなすに至ったが、自己再建を期して、同月27日に同申立を取

り下げ、業績回復のための企業努力をすることとし、同年7月23日に、経済産業省の官僚であった星島郁洋氏が、代表取締役社長に就任して、企業改革に乗り出すことになり、その商号を「株式会社ファイブアローズ」に変更するとともに、その本店も、高松市国分寺町国分901番地1に移転させ、業績の回復に向けて努力中のものである。

#### イ 本件運営会社の経営状況

本件運営会社は、設立当初からメインスポンサーであった株式会社穴吹工務店が主導的に経営に当たり、本件チームを編成した上、平成18年度から、前年度に発足したbjリーグに参戦し、その運営を行い始めた。

本件運営会社は、他のスポーツ興行ビジネスを営む企業と同様に、スポーツそれ自体を商品とすることで、入場料収入（会場で行うスポーツ興行を直接見せることへの対価）・放送権収入（主催者が行うスポーツ興行の放送を許諾することの対価）・スポンサー収入（スポーツ興行やチームなどのスポンサーとしての地位を得ることの対価）及びマーチャンダイジング収入（スポーツ興行のロゴやキャラクターを利用して商品化したものの対価で「商品化収入」ともいう。）を主たる収入源として、収益活動を行うものであるが、入場料収入と放送権収入は、興行するスポーツそれ自体の集客力に左右されるところが大きく、スポンサー収入は、金額が大きく安定的であるものの、景気の変動に大きな影響を受け、確保に困難性があり、マーチャンダイジング収入は、人気の獲得如何に関わるところが大きく、それぞれ相当の企業努力が必要である反面、チームの運営のためには、経常的に固定的費用を賄う資金が必要であり、その経営は決して容易なものではなく、本件運営会社も、現在、約1億4,000万円に上る債務超過の状態にある。

#### ウ 本件チームの成績

本件チームは、bjリーグに加盟して活動を始めた初年度は、

8 チーム中 3 位、次年度は、地区制で別れた西地区 5 チーム中 2 位、3 年度は同地区 6 チーム中 3 位と比較的好調に進展し、相応の業績で推移していたが、その後、前記メインスポンサー倒産によるスポンサー収入の激減と支援停止のため、業績が急激に悪化し、チーム成績は、一時、同地区所属 7 ないし 10 チームの中、7 位ないし 9 位に低迷する状態になったが、星島氏が代表取締役就任した後は、平成 26 年にプレイオフ西地区ファーストラウンドに出場を果たすなどの健闘もみられるようになった。

#### エ 本件運営会社を取り巻く環境と将来の展望

現在、世界のスポーツ種目別の競技人口は、バスケットボールが約 4 億 7,000 万人、サッカーが約 2 億 4,000 万人、ベースボールが約 1,200 万人だと言われており、バスケットボールが最も多く、わが国で人気のベースボールの約 40 倍に上っており、わが国において最も人気があったベースボールがサッカーに人気を奪われたように、まだ低いバスケットボールの人气が今後上昇することは大いに期待し得るものがある。

このような状況下、男子バスケットボール分野では、平成 17 年以来、バスケットボール日本リーグ機構が運営していたスーパーリーグ（※組織及びリーグ名は平成 17 年当時のもの）と、株式会社日本プロバスケットボールリーグが運営していた bj リーグの 2 つのトップリーグが並立して競い合っていたところ、国際バスケットボール連盟は、その並立を問題視し、かねて改善方を求めていたものの、改善が見られず、平成 26 年 11 月には、わが国のバスケットボールチームの国際試合への出場を停止する制裁処分を科すに至り、平成 27 年 1 月に、川淵三郎氏をチェアマンとする特別作業班「ジャパン 2024 タスクフォース」が発足し、公益財団法人日本バスケットボール協会（JBA）が、前記 2 つのリーグを統合して、B リーグを発足させ、45 チームの参加で、B1 リーグから B3 リーグまでの 3 部制をとり、B1 と B2 は東・中・西の 3 地区に分かれて競技する新体制を構

築して、競技運営を行うことが決定され、本件チームも、Bリーグが提示する条件を満たすことを前提として、Bリーグに加盟し、平成28年9月から始まるB2リーグ西地区で競技することが認められた。

一般社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ（通称「Bリーグ」※平成28年3月18日に公益社団法人に認定）が、本件チームに提示した条件は、財政面では、平成30年7月以降の債務超過を認めないというものであり、本件運営会社は、その条件を成就させる必要があり、そのためには、現在の債務超過額1億4,000万円を解消しなければならないところ、そのうち1億2,000万円については、平成27年7月に、地元企業の株式会社穴吹興産などで構成する、あなぶきグループとメインスポンサー契約を締結したことや、同年10月に、知事、市長、市内の経済団体代表等が発起人として名を連ねる「ファイブアローズ後援会」が設立され、会長には、株式会社百十四銀行の頭取の渡邊智樹氏が就任するなど、官民挙げての支援体制が構築されたことなどで、解消の見込みが立ったものの、残る2,000万円は、他から支援を受ける外はない状況にあり、香川県と本市にその支援を要請しているところである。

なお、マスコミ報道によれば、平成28年3月10日に、携帯電話業界の大手企業であるソフトバンク株式会社の代表取締役会長 孫正義氏と、公益財団法人日本バスケットボール協会（JBA）の会長で、Bリーグチェアマンを務める川淵三郎氏（いずれの肩書も当時）との間で、ソフトバンクグループが「Bリーグ・トップパートナー」になって、Bリーグに資金面などで支援することに合意し、両者揃っての記者会見が行われ、Bリーグはソフトバンク株式会社から、向こう4年間に年間約30億円で、総額120億円程度の資金的援助を見込める状況になったという情報が伝えられており、プロサッカーの隆盛に多大の貢献をした上で、プロバスケットボール業界の基盤醸成に努めようとする

川淵氏の実力とプロベースボールのソフトバンク・ホークスの再建を成し遂げた孫氏の支援を考えると、Bリーグ及びその所属チームの将来の展望には、大きな期待が持てる良好な環境が熟成されつつあるという状況が指摘されている。

オ 本件チームの地域貢献と市の評価

本件チームは、その存在及び活動において、次のとおり地域貢献しており、市は、その地域貢献を高く評価している。

(ア) 市は、本件チームが市をホームタウンとして存在し、bjリーグ所属の他の都市でアウェイゲームの競技をして活躍していること自体が、トップレベルの試合の観戦や応援などにより、市民のスポーツへの関心や技術向上への意欲が高まるなど、すそ野の広いスポーツの振興が図られるとともに、本市のイメージアップ、シティプロモーションにおける重要なコンテンツとなるなど、地域にさまざまな効果をもたらす重要な都市資源となっていると認識している。

(イ) 本件チームは、試合における競技という本来の活動に支障が生じない限り、積極的に地域に貢献する活動を行うことを目指しており、「A r r o w s - S m i l e 元気応援プロジェクト」として、アカデミーコーチや選手を講師として保育所、幼稚園、小学校に派遣し、バスケットボールを使った「ボール遊び」を行う、ふれあい活動（2014～15シーズンでは保育所1か所、小学校18か所、2015～16シーズンでは、幼稚園1か所、小学校14か所）をしたり、地域で開催されている各種イベントやお祭りなどに、選手や、チアダンスチーム「サニーアークス」、球団マスコットの「アロルド・ズッキーニ」らを参加させる活動（2014～15シーズンでは25件、2015～16シーズンでは31件）を行っており、いずれも市及び地域の好評を得ている。

この外、本件チームは、中学校部活指導（2014～15シーズンは、市立玉藻中学校他26校、20015～16

シーズンは同校他 2 2 校) や小学生を対象としたスポーツ教室の開催 ( 2 0 1 4 ~ 1 5 シーズンに 1 3 6 回、 2 0 1 5 ~ 1 6 シーズンに 1 6 5 回) なども実施し、市民に対しスポーツを行う機会を提供し、スポーツ文化の創造・地域振興・青少年の健全育成に寄与している。

( 3 ) 本件運営会社による市スポーツ施設の使用とその使用料支払の状況

ア 市スポーツ施設の使用を巡る関係諸規定

本件運営会社は、本件チームのホームタウンを市としているが、いまだチーム専用のスポーツ施設を所有していないため、所属する b j リーグのホームゲームはもとより、プレシーズンマッチの競技や、その練習又はその他のイベントなどを開催する際には、その都度、市のスポーツ施設を借り受け、それを会場として使用する以外に方法がなく、それら試合競技や練習などのため、市所有の高松市総合体育館、香川総合体育館、牟礼総合体育館、仏生山公園体育館及び西部運動センター(以下「本件チーム使用施設」という。)を借用しているが、市は、その所有スポーツ施設の設置及び管理について、高松市スポーツ施設条例(昭和 6 1 年高松市条例第 3 5 号。以下「スポーツ施設条例」という。)及び同条例に基づく同条例施行規則を制定し、必要な事項を定めている。

同条例は、市が、その設置する同条例別表第 1 記載のスポーツ施設をもって、「スポーツ及びレクリエーションの振興を図り、市民の心身の健全な発達に寄与するため、」第 4 条に掲げる各事業を行うことを目的としているが、第 5 条において、「市長は、特に必要があると認めるときは、スポーツ施設(附属設備等を含む。以下同じ。)を前条の目的以外の用に供することができる。」と規定した上、第 6 条で、「スポーツ施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更する場合も、同様とする。」と定め、第 7 条で市長による使用許可の基準を示して、許可しない場合を明示し、市長の

許可を受けることを条件として、市以外の者が市のスポーツ施設を使用できることを認めている。

そして、その使用料の納付等について、同条例第11条は、「使用者は、次の各号に掲げるスポーツ施設の区分に応じ、該当各号に定める額の使用料を当該許可の際に前納しなければならない。ただし、国若しくは地方公共団体が使用する場合又は市長が特別の理由があると認める場合は、当該使用料を後納させることができる。」と規定し、その各号において、全施設につき別表を用いて個別に使用料を定めており、本件チーム使用施設については、「入場料等を徴収しない場合」と「入場料等を徴収する場合」に区分し、後者の場合は、更に曜日による区分をするなどして詳細に定めている。

なお、同条例は、第14条において、「市長は、必要があると認める場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。」と規定し、使用料の減免を認めている。

また、同条例第19条第1項は、「スポーツ施設の管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。」と規定して、指定管理者による管理を認めており、市は、平成18年4月以降、市スポーツ施設の指定管理者として、公益財団法人高松市スポーツ振興事業団（以下「事業団」という。）を指定しており、指定管理者である事業団が、市長に代わって、使用許可及びその変更の許可など同条例第19条第5項に定める業務を行ってきている。

そして、平成27年3月26日の同条例一部改正により、従来、同条例で定められた「使用料」は、市自体の収入として収納されていたものを、指定管理者が市長の承認を得て定める「利用料金」を指定管理者の収入として収受するように変更したため、同年4月1日以降は、市スポーツ施設を使用する者は、市に「使用料」を納付するのではなく、指定管理者に「利用料金」を納付する制度に改変され、市に対する使用料は発生しないこととなった。

イ 本件運営会社による市スポーツ施設の使用状況とその使用料の納付状況

本件運営会社は、前述のとおり、その設立時から現在に至るまで、継続的に、本件チームの試合や練習などのため、平成18年3月31日までは市長、同年4月1日以降は指定管理者から本件スポーツ施設の使用許可を得て、市から本件スポーツ施設を使用しており、メインスポンサーであった株式会社穴吹工務店が多額の負債を抱えて倒産し、本件運営会社に対する経済的支援ができなくなった平成21年11月末までは、所定の使用料を規定どおり納付していたが、その後は、使用料を規定どおり納付することが困難になり、使用料の滞納が生じるに至った。

そのため、市は、本件運営会社について、同条例第11条第1項ただし書の規定を適用して、使用料の後納を認めたり、同条例第14条の規定を適用して、納付に係る使用料の2分の1又は3分の2を減額するなどの措置を講じたりしたが、その滞納は改善されず、次表のとおり合計1,338万6,990円の使用料滞納が生じている。(当初、監査対象局の調査によると、使用料滞納金額は、1,333万8,750円とのことであったが、監査により、平成25年度分において、更に48,240円の滞納があることが確認されたため、監査委員が認定した滞納金額は、1,338万6,990円である。以下同様。)

年度	年間使用料額		未納付に係る施設利用内訳	年間納付金額 (滞納分)
		内未納付金額		
21	7,883,349 円	3,105,970 円 (使用期間は、 平成21年12 月1日から平成 22年3月31 日までの間)	高松市総合体育館 試合 2日 練習 4日 教室 9日	0 円
			西部運動センター 練習 4日	
			香川総合体育館 試合 10日	
			牟礼総合体育館 練習 64日 製氷機光熱水費	
22	7,601,980 円	6,450,096 円 (使用期間は、 平成22年4月 4日から平成 23年3月27 日までの間)	高松市総合体育館 試合 17回 練習 6回 教室 14回	0 円
			仏生山体育館 練習 1月	
			西部運動センター 試合 1回	
			香川総合体育館 試合 8回 練習 3回	
			牟礼総合体育館 教室 5月 製氷機光熱水費	
23	3,857,704 円	1,344,618 円 (使用期間は、 平成23年4月 9日から平成 24年3月25 日までの間)	高松市総合体育館 試合 6回	380,000 円
			香川総合体育館 試合 2回	
24	3,633,746 円	315,040 円 (使用期日は、 平成25年3月 17日)	香川総合体育館 試合 1回	120,000 円
25	3,026,838 円	981,427 円 (使用期間は、 平成25年4月 20日から平成 26年3月22 日までの間)	高松市総合体育館 試合 5回	0 円
26	2,474,257 円	1,739,839 円 (使用期間は、 平成26年11 月22日から平 成27年3月 22日までの 間)	高松市総合体育館 試合 8回	50,000 円
			香川総合体育館 試合 2回	
計	28,477,874 円	13,936,990 円 ①		550,000 円 ②
		使用料滞納金額	13,386,990円	※① - ②

#### ウ 本件運営会社の使用料納付遅滞に対する市の対応

市は、本件運営会社が、本件チーム使用施設を使用しながら、その使用料の納付を滞納している事実が発生したことを知り、再三にわたり、口頭や電話更にはメール等により、本件運営会社に対して、滞納の使用料を納付するよう催告したが、本件運営会社は、多額の債務超過が続いている上、業績が不振で、資金繰りがつかず、その滞納は容易に解消できなかった。

このような事態が発生すると、一般の経済界では、その後の使用を認めず、取引を打ち切る措置をとることになるところであるが、市としては、本件チームが、bjリーグに参戦し、年間スケジュールが組まれる中で、本件スポーツ施設を使用して相手方とホームゲームの競技を重ねている最中であり、その使用を許可しなければ、その競技が実施できず、リーグ全体に重大な悪影響を及ぼすことになることは必定的な状況にあるところ、本件チームの存在とその活動が、市民にトップレベルの試合を観戦する機会を与えることにより、市民のスポーツへの関心や意欲が高まり、すそ野の広いスポーツの推進が図られるとともに、本市のイメージアップ、シティプロモーションにおける重要なコンテンツとなるなど、地域にさまざまな効果をもたらす重要な都市資源であることや、本件チームがArrow-Smile元気応援プロジェクトなどバスケットボールを通じての地域の活性化に大きく貢献していることなどを勘案すると、本件運営会社による使用料の滞納によって市に応分の損失が生じるおそれがあることを比較衡量しても、総合的観点から、本件チームに本件スポーツ施設の使用を継続させ、従前どおりの活動をさせることが必要であると判断し、その後も、本件運営会社に対して本件スポーツ施設の使用許可を与え、その活動の支援を継続することとした。

しかし、市としては、市スポーツ施設を使用する者には、応分の負担をしてもらうという施策を遂行しており、平成23年

4月と同年5月に、2回にわたり、本件運営会社に対し、未納付の使用料を納付するよう催告状を送付して納付を促すとともに、同年6月1日以降、それまで本件運営会社に認めていた使用料の後納を前納に切り替える措置を取った。

その結果、本件運営会社の使用料滞納は、同年度後半から新規発生が徐々に減少したものの、滞納累積額は増加の一途を辿った。

本件スポーツ施設の使用料債権は、非強制徴収公債権であり、5年間行使しないときは、時効により消滅することになるところ、前納の場合の納付期限は、通常、使用月の約1か月前とされているものの、本件運営会社については、使用日の1週間前、後納の場合の納付期限は、使用月の翌月末とされており、それぞれの納付期限の履行期の翌日から消滅時効の期間が進行するので、市は、その期間内の平成23年度以降、毎年、6月ないし7月における使用料債権につき、本件運営会社による債務承認を受けるとともに、分割による納付誓約書の提出を受けており、直近では、平成27年7月10日付けで「未納の債務の承認及び納付（分割納付）誓約書」を受領し、時効中断の措置を講じているので、市の本件運営会社に対する使用料債権には時効により消滅したものは一切ない状況である。

そして、市は、本件運営会社が換価し得る資産を殆ど有せず、多額の債務超過の状態にあり、未納付の使用料債務を一時に履行することができない財務状況にあることを認知していたので、本件運営会社について、地方自治法施行令第171条の6が規定する「普通地方公共団体の長は、債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められる場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。」という条項を適用し、本件運営会社に対し、その提出に係る分割による納付誓約書に

提示されていた分割弁済計画の内容に応じた納入通知書を作成・交付したが、その履行は得られず、使用料の滞納は解消しなかった。

なお、使用料の滞納に伴う延滞金については、高松市税外収入金の督促手数料及び延滞金に関する条例（昭和31年高松市条例第6号）で、未納となっている使用料が完納された時点で延滞金額を計算し、その金額を確定した上で徴収することとされており、本件運営会社の使用料については、いまだ完納をみていないため、その金額を計算することができず、それを徴収することができない状況にある。

#### （４）市の本件運営会社に対する出資の方針決定とその実施経過

##### ア 本件運営会社の市に対する支援要請

本件運営会社は、かねて2つに分かれていたバスケットボール競技リーグの1つであるbjリーグに加盟する本件チームを運営してきていたが、前述のとおり、平成27年1月に発足した川淵三郎氏をチェアマンとする、前記特別作業班の尽力で、公益財団法人日本バスケットボール協会（JBA）による前記2リーグの統合が実現し、新たにBリーグを発足することとなり、45チームの参加で、B1リーグからB3リーグまでの3部制をとり、B1とB2は東・中・西の3地区に分かれて競技する新体制が構築され、本件チームも、Bリーグが提示する条件を満たすことを前提として、Bリーグに加盟し、平成28年9月から始まるB2リーグ西地区で競技することが認められた。

Bリーグが本件チームに提示した条件は、財政面では、平成30年7月以降の債務超過を認めないというものであり、本件運営会社は、その条件を成就させるため、現在の債務超過額約1億4,000万円を解消する必要に迫られたが、鋭意努力の結果、平成27年7月に、地元企業の株式会社穴吹興産などで構成する、あなぶきグループと、メインスポンサー契約締結を果たし、また、同年10月に、知事、市長、市内の経済団体

代表等が発起人として名を連ねる「ファイブアローズ後援会」が設立され、会長には、株式会社百十四銀行の頭取の渡邊智樹氏が就任するなど、官民挙げての支援体制が構築されたことにより、前記債務超過額のうち、約1億2,000万円については、解消できる見込みが立つに至ったものである。

しかし、残る2,000万円の債務超過分は自己努力では解消することができず、他から経済的支援を受ける以外に方法はない状況になったため、その後、非公式に口頭で香川県と市に資金援助の要請をし、その方法などについて協議を重ねた上、平成28年5月23日に、正式に香川県知事と市長に対し、その旨の要望書を提出して、その支援を要請した。

#### イ 本件運営会社からの支援要請に対する市の検討状況とその結果

市長は、本件運営会社から前記要請を受けた後、同じ要請を受けた香川県知事との対応協議や庁内検討の結果、前述のとおり、本件チームの存在とその活動が、市民にトップレベルの試合を観戦する機会を与えることにより、市民のスポーツへの関心や意欲が高まり、すそ野の広いスポーツの推進が図られるとともに、本市のイメージアップ、シティプロモーションにおける重要なコンテンツとなるなど、地域にさまざまな効果をもたらす重要な都市資源であることや、本件チームがA r r o w s - S m i l e 元気応援プロジェクトなどバスケットボールを通じての地域の活性化に大きく貢献していることなどを総合的に勘案すると、市の財政上許容される範囲内で、本件運営会社に経済的支援をすることは公益に叶うものであり、その支援のために市の財政上許容される範囲内で公金を支出することには、合理的な理由があるものと判断した上、民間の支援が広がる中で、この機に官民一体となって本件チームを支える機運を更に高めていくことが重要であると考え、その支援を行う方針を決定し、その支援の金額や方法について、本件運営会社から同様

の支援要請を受けていた香川県や、支援要請をしてきた本件運営会社と協議し、市も香川県と同額の1,000万円を本件運営会社に出資する方法で支援することを決定した。

そして、市長は、これを実施するため、平成28年6月9日開催の平成28年第3回高松市議会定例会に、その出資金に充てる地域密着型トップスポーツチーム支援事業費1,000万円を含む平成28年度高松市一般会計補正予算案を提出し、審議された上、同補正予算案は同月23日に可決成立した。

市長は、同市議会定例会における前記補正予算案の審議の中で、本件運営会社に対する1,000万円の出資は、本件運営会社が滞納している市に対する使用料債務を全額納付し、滞納を完全に解消することを条件としており、それが成就されない限り、同補正予算案が可決成立しても、執行しない方針であることを表明しているところ、本件運営会社は、いまだ滞納使用料を納付しておらず、市も本件運営会社に対する出資を執行していない。

また、市とともに本件運営会社から経済的支援の要請を受けている香川県は、同年5月30日の知事定例記者会見で、同県知事自ら、本件運営会社に1,000万円を出資する経済的支援を行うことを明らかにしており、既に成立している平成28年度香川県一般会計予算には、香川プロスポーツサポート事業費4,500万円が計上されており、本件運営会社に対する1,000万円の出資は、この予算で対応できるところから、改めて予算化の措置をとる必要がない状況にあるが、いまだ本件運営会社に対する出資は執行していない。

ウ 市が本件運営会社に対する支援の方法として出資を選択した理由とその合法性・相当性の認識

市の本件運営会社に対する経済的支援は、前述のとおり、そもそも本件運営会社が、Bリーグに参加するクラブライセンスの関係で、平成30年6月末までに債務超過を解消する必要があり、

それを実現させるため、本件運営会社自身の自助努力で、メインスポンサーとの新たな契約や、興行売り上げ強化による収入の確保と経費の削減に務め、3年間で債務超過額約1億4,000万円のうち約1億2,000万円は解消できる見込みが得られたものの、残る2,000万円の解消については、その目途が立たず、香川県と市に対して、その解消のための助力を求め、その協議の中で、出資による支援が選択されたものである。

出資とは、事業を営むための資金として、金銭その他の財産又は労務若しくは信用を事業主体の法人又は組合に出捐することであり、これを本件運営会社のような株式会社で言えば、株式の払込みということになり、その出資に伴って株式という財産を取得することになるが、市は、本件運営会社に対する1,000万円の出資は、専ら同社に対する経済的支援策の方法の1つとして考案したものに過ぎず、同社の株式の取得を目的としたものではなく、同社株式の経済的価値の保有自体を念頭に置いたものではないとしている。

そして、市は、本件運営会社に対する1,000万円の出資は、前項で詳述しているとおり、本件チームの存在とその活動自体が市にさまざまな有為な効果をもたらす重要な都市資源であり、A r r o w s - S m i l e 元気応援プロジェクトなどの地域貢献活動をして市に大きな貢献をしている事情などに照らし、公益に叶うものであり、法第232条の2の「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」という規定に沿うものであり、合法かつ相当なものであると認識している。

#### エ 市の同種民間企業に対する出資例とその効果

市は、前(1)のウの(ケ)(本書10ページ参照)で明らかにしたように、平成25年度において、カマタマーレ讃岐に対し、1,000万円出資の支援をしているが、カマタマーレ讃岐は、当時、日本フットボールリーグ(JFL)に加盟し、本市と丸亀

市を中心に香川県全域をホームタウンとして、Jリーグ入会を目指し活動していたが、営業成績が悪く、約7,300万円に上る債務超過の赤字続きであったことなどのため、その入会による昇格が困難な状態にあり、平成25年5月2日付け要望書により、香川県と本市及び丸亀市に経済的支援を要請し、同年7月25日に前記出資が実現したことや、広告料収入の増収確保に努めたことなどにより、平成26年度からのJリーグ入会が認められ、J2加盟チームとして活躍しているものであり、平成26年1月期決算で、会社設立後初めて、債務超過を解消し、403万円余の経常利益を計上して黒字決算となり、平成27年1月期決算でも、純利益1億640万円余を計上しており、2年連続黒字という良好な業績を収めるまでに至っており、一般財団法人百十四経済研究所の調査研究によれば、J2に昇格したカマタマーレ讃岐の2014年シーズンの香川県内産業に及ぼす経済波及効果は、7億4,000万円にも及ぶと推計されるほどに成長し、大きな貢献をしていると評価されている。

## 2 監査委員の判断

- (1) 本件運営会社が平成21年度から平成26年度までの間に使用した市スポーツ施設の使用料合計1,338万6,990円及びこれに対する延滞料の徴収をしていないことの合法性及び相当性について

本件運営会社は、主として市スポーツ施設を使用して本件チームに練習や競技などをさせて運営しているものであるが、「監査により認められた事実」の(2)のア(本書10ページ以下参照)で明らかのように、平成21年にメインスポンサーであった株式会社穴吹工務店が倒産し、本件運営会社に対する経済的支援ができなくなるまでは、市に納付すべきスポーツ施設の使用料を市又はその指定管理者に対して規定どおり納付してきており、その使用料の滞納はないが、同年12月1日以降は、「監査により認められた事実」の(3)のイ(本書17ページ以下参照)で明らかのように、同スポンサー倒産の

影響を直接に受け、その使用料の納付が困難となり、平成21年度から平成26年度にわたり合計1,338万6,990円の使用料を滞納していること、その使用料が市の公金であること、及び市がいまだ本件運営会社から滞納に係る前記使用料の納付を受けていないことは、請求人指摘のとおりである。

そこで、請求人は、市がその滞納に係る使用料を徴収していないことが違法又は不当な公金の徴収を怠る事実該当すると主張しているもので、以下、その点について検討する。

ア 市が、本件運営会社による市スポーツ施設使用料の滞納が発生したにもかかわらず、その納付を実現させないまま、その後も本件運営会社による市スポーツ施設の使用を許可し、多額の滞納使用料の累積を見るに至った事情は、「監査により認められた事実」の(3)のウ(本書19ページ以下参照)で明らかのように、市においては、本件チームの存在とその活動が、市民にトップレベルの試合を観戦する機会を与えることにより、市民のスポーツへの関心や意欲が高まり、すそ野の広いスポーツの推進が図られるとともに、本市のイメージアップ、シティプロモーションにおける重要なコンテンツとなるなど、地域にさまざまな有為な効果をもたらす重要な都市資源であることや、本件チームがArrows-Smile元気応援プロジェクトなどバスケットボールを通じて地域の活性化に大きく貢献していることなどの事実を高く評価し、前述の各種支援を行っていたものであり、本件チームの運営会社が、メインスポンサーの倒産という不幸な出来事のため、突然に強力な経済的支援者を失い、その財務状態が急激に変化して、長らく使用を続けてきた本件スポーツ施設の使用料を市の指定どおり納付することが困難になり、使用料の滞納が生じる事態が発生したからといって、その滞納を理由として、市がその後の本件スポーツ施設の使用許可を取り止めれば、本件チームは、自ら専用の競技場を有していないため、直ちにその競技の練習や試合ができない状態に陥り、年間スケジュールの下で運営されているbjリーグの試合運営に重大な悪影響を与えることとなり、本件チームはもとより、bj

リーグ全体の存続自体が危ぶまれる状況に陥ることは必定な状況が認められ、市は本件スポーツ施設の使用の許可を継続することによって生じる使用料滞納という不利益の発生と、その使用料滞納による損害発生を容認して許可を継続し、本件チームの活動を継続させることによって市が受ける利益を比較衡量して、後者を選択したことによるものであり、市が選択した措置は、専ら公益上の事情を重視したものと認められる。

この使用料の滞納を許容することは、直ちにその債権を放棄することを意味するものではなく、暫定的に、その納付期限を延期して、納付を猶予することを意味するものと解される所、地方自治法施行令第171条の6は、「普通地方公共団体の長は、債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められる場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。」と規定して、市は、その有する債権について、一定の条件が具備されれば、その債権の履行期限を延長することができるとしている。

本件運営会社は、平成21年に経済的に大きく依存していた前記メインスポンサーが倒産したため、経済的支援者を失い、業績不振と相まって、1億円を超える債務超過の状態に陥った上、換価価値がある資産を殆ど有しておらず、市が滞納に係る使用料の納付を強制的に実現する行為に及べば、それが引き金となって、倒産に至ることも十分に予測される状態にあり、その徴収が不可能になるおそれは十分に予測される状態にあったので、市が、前記規定を適用して、本件運営会社に対し、その納付を猶予するために納付期限を延長する処分をすることは相当と思料され、その処分に何ら違法性・不当性は認められないと判断する。

なお、この点に関連して、市が、そこまで本件運営会社に対する経済的支援を重要視するのであれば、スポーツ施設条例第14条が「市長は、必要があると認める場合は、使用料を減額し、又は免除するこ

とができる。」と規定しているので、本件運営会社について、この規定を適用し、滞納に係る使用料を免除することもできたのに、これを適用する処分をしていないことに疑義を感じるとの指摘があるかも知れないが、市としては、市のスポーツ施設を使用する者には、原則として全ての者に応分の負担をしてもらうという施策を採っており、本件運営会社に対しても、自助努力で、業績の回復に努め、近い将来にその原則を遵守できる体力を構築することを期待して、敢えて使用料免除の処分まではしなかったにすぎないことが推量され、特に非難されるべき矛盾はないものと推認する。

イ 次に、請求人において、本件運営会社の市に対する滞納使用料の中には、既に消滅時効により消滅したものもあり、市担当職員の徴収懈怠により、市に損害が発生していると主張しているもので、その点について、付言する。

市スポーツ施設の使用料債権は、非強制徴収公債権であり、5年間行使しないときは、時効により消滅することになっており、前述のとおり、その使用料が前納の場合の納付期限は、通常、使用月の約1か月前とされているものの、本件運営会社については、使用日の1週間前、後納の場合の納付期限は、使用月の翌月末とされており、それぞれの納付期限の履行期の翌日から消滅時効の期間が進行するところ、本件運営会社は、平成21年11月末までは、使用料の納付を一切滞納しておらず、滞納の使用料債権は、「監査により認められた事実」の(3)のイ(本書17ページ以下参照)で明らかなどおり、同年12月1日から平成27年3月22日までに使用したものについて発生しており、最も古い使用に係る使用料債権の履行期は、後納の納付期限である平成22年1月末日であり、その消滅時効の完成は、5年後の平成27年2月1日であるところ、市は、その期間内の、平成23年6月8日に、本件運営会社から、同日現在存在する滞納使用料債務の全部について、書面による債務承認と分割による同債務履行の誓約書を受けたのを初めとして、その後毎年度、年度当初に同内容の債務承認書と分割履行誓約書を受け取り、直近には、平成27年7月

10日付けで、同様の債務承認を受けているので、市の本件運営会社に対する使用料債権は、全て時効中断の措置が採られており、時効により消滅したものは一切ないと認められ、請求人の前記主張が失当であることは明らかである。

ウ 最後に、請求人が主張している本件運営会社の使用料滞納に伴う延滞金について付言するに、「監査により認められた事実」の(3)のウ(本書19ページ以下参照)で明らかなおり、使用料の滞納に伴う延滞金については、高松市税外収入金の督促手数料及び延滞金に関する条例(昭和31年条例第6号)で、未納となっている使用料が完納された時点で延滞金額を計算し、その金額を確定した上で徴収することと定められており、本件運営会社の滞納使用料については、いまだ完納をみていないため、その金額を計算することができず、それを徴収することができない状況にあることが明らかであり、現時点で間議すべき問題は認められず、前記判断に消長を及ぼすことは何ら存在しないと思料する。

(2) 既に約1億4,000万円の債務超過の状態にある営利法人の本件運営会社に対して、市の公金から出資金1,000万円を支出すること(以下「本件出資」という。)の合法性について

本件運営会社が、営利法人で、既に約1億4,000万円に及ぶ債務超過の状態にあること、及び市がそのような状態にある本件運営会社に対して出資金1,000万円を支出しようとしていることは請求人指摘のとおりである。そこで、請求人は、その公金支出は、営利法人である本件運営会社の利益を図る目的のものであり、本件運営会社が倒産したときには回収が不可能になるので違法であると主張するので、その点について検討する。

ア 普通地方公共団体の長の担当事務を定める法第149条は、その第6号に「財産を取得し、管理し、及び処分すること」を挙げ、普通地方公共団体の長は、財産の取得・管理及び処分の事務を担当すると規定しているが、その他に市の出資に関する法令の規定はなく、その事

務執行については、法第2条が「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定し、地方財政法(昭和23年法律第109号)第4条が「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」、同法第4条の2が「地方公共団体は、予算を編成し、若しくは執行し、又は支出の増加若しくは収入の減少の原因となる行為をしようとする場合においては、当該年度のみならず、翌年度以降における財政の状況をも考慮して、その健全な運営をそこなうことがないようにしなければならない。」、同法第8条が「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と各規定しているので、これら規定の趣旨に沿う事務執行が要請されている。

一般に、出資とは、事業を営むための資金として、金銭その他の財産又は労務若しくは信用を事業主体の法人又は組合に出捐することであり、これを本件運営会社のような株式会社を対象とする出資で言えば、株式の払込みということになる。そして、この株式の払込みをして出資をすれば、それに伴って反射的に株式という財産を取得することになるので、法第149条に該当し、その事務を執行するに当たっては、法第2条、及び地方財政法第4条、同法第4条の2、同法第8条の各規定の趣旨に沿った事務執行を行う必要があることになるが、市は、「監査により認められた事実」の(4)(本書21ページ以下参照)で明らかのように、本件出資を専ら本件運営会社に対する経済的支援のための形式的な方法として考えているに過ぎず、本件運営会社の株式を取得することを目的としたものではないことは明白であり、本件出資は、形式的には株式という財産の取得に繋がるものではあるものの、その株式の経済的価値の保有自体を念頭に置いたものではなく、実態的には、財産の取得ではなく、経済的支援と見るのが合理的かつ相当であると思料され、先ず、その出資が経済的支援として合法的かつ相当なものであるか否かについて検討する必要がある。

この点に関して、法第232条の2は、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定して、市による寄附や補助を認めており、市による本件運営会社に対する経済的支援としての本件出資は、実質的には寄附又は補助に相当するものであるとして、その観点から、その当否を判断することが必要であると思料する。

イ そこで、次に、本件出資の公益上の必要性について検討するに、市において、本件運営会社に約1億4,000万円の債務超過があることを知りながら、本件出資の実施を決定したのは、「監査により認められた事実」の(4)のイ(本書22ページ以下参照)で明かなどおり、

- (ア) 本件運営会社は、営利法人の株式会社組織ではあるものの、徒に営利に走るものではなく、A r r o w s - S m i l e 元気応援プロジェクトとして、コーチや選手を保育所、幼稚園、小学校に派遣し、バスケットボールを使った「ボール遊び」を行うふれあい活動を行ったり、地域で開催される各種イベントやお祭りなどに選手、チアダンスチームや球団マスコットらに参加させたり、中学校の部活指導や小学生を対象としたスポーツ教室を開催するなど、市民に対するスポーツ機会の提供、スポーツ文化の創造、地域振興、青少年の健全育成などに寄与する公益的活動に尽力していること、
- (イ) 本件運営会社の保有する本件チームは、公益財団法人が運営するリーグに加盟し、公益財団法人の公益目的に従って活動し、公益的機能を発揮することが期待できること、
- (ウ) 本件運営会社の保有する本件チームが、本市をホームタウンとし、そのユニフォームに本市のロゴを掲載して、他の都市で開催されるアウェイゲームで活躍し、トップレベルの競技や応援を披露することなどにより、市民のスポーツへの関心や技術向上への意欲を高め、すそ野の広いスポーツの振興が図られるとともに、本市のイメージアップ、シティプロモーションにお

- ける重要なコンテンツとなるなど、地域にさまざまな効果をもたらす重要な都市資源となっていること、
- などの事情を総合的に検討した結果であるが、これに加えて客観的に認定することができる事情として、
- (エ) 平成27年7月に、地元企業の株式会社穴吹興産などで構成する、あなぶきグループとメインスポンサー契約を締結し、同年10月に、知事、市長、市内の経済団体代表等が発起人として名を連ねる、「ファイブアローズ後援会」が設立され、会長には、株式会社百十四銀行の頭取の渡邊智樹氏が就任するなど、官民挙げての支援体制が構築される中、市が本件出資をすることにより、官民一体となって本件チームを支える機運を更に高めていくことが重要であるとする市の施策には、合目的性が認められること、
- (オ) バスケットボールは、現在、世界では最も競技人口が多いスポーツで、わが国で盛んなベースボールやサッカーを遥かに凌いでいるものであり、また、わが国においては、国内競技者登録の実に9割は18歳以下であることをふまえると、近い将来には、盛んになることが十分に期待できる競技であると見込まれ、前記各機能も、更に拡充することが予測されること、
- (カ) 本件運営会社のこれまでの業績は、芳しいものとは言えず、その財務内容も良好とは言えないものの、新たに加盟するBリーグについては、今年3月に、携帯電話業界の大手企業であるソフトバンク株式会社がBリーグ・トップパートナーになって、資金援助する方針を表明し、向こう4年間に年間約30億円、総額120億円程度の資金的援助が期待できるというマスコミ報道があり、今年9月22日には、初年度のBリーグレギュラーシーズンが開幕し、前述のソフトバンク株式会社により、B1及びB2全試合がインターネットにライブ中継されることが既に決定しているなど、今後、メディアへの露出が増え、リーグ全体に対する注目度が更に高まることが期待され、Bリーグとそれに加盟するチームの将来に明るい希望が持てること、

(キ) 出資の金額は、1,000万円であり、決して少額ではないが、市の財政規模は、平成27年度の一般会計及び特別会計を合わせた決算額総計の歳出が約2,659億円であることに照らすと、本件運営会社に対する出資の金額1,000万円は、一般的に許容される範囲内のものと認めることができること、

(ク) 本件チームのホームタウンが属する香川県も、本市と足並みを揃えて、本件運営会社に対し、市と同様の理由により同額の出資をすることを決定していること、

(ケ) 更には、「監査により認められた事実」の(4)のエ(本書24ページ以下参照)で明らかのように、市が、平成25年度において、約7,300万円の債務超過を抱えて財務上困窮していたサッカークラブチームのカマタマーレ讃岐に対して実施した1,000万円の出資が同チームの再生に大きく寄与し、平成26年1月期決算で、会社設立後初めて、債務超過を解消し、403万円余の経常利益を計上して黒字決算となり、平成27年1月期決算でも、純利益1億640万円余を計上しており、2年連続黒字という良好な業績を収めるまでに至っており、一般財団法人百十四経済研究所の調査研究によれば、J2に昇格したカマタマーレ讃岐の2014年シーズンの香川県内産業に及ぼす経済波及効果は、7億4,000万円にも及ぶと推計されるほどに成長し、大きな貢献をしていると評価されていること、

などの事情があり、これらを総合的に考慮すると、その出資目的には、公益上の必要性が認められ、普通地方公共団体の寄附又は補助を限定的に認めている法第232条の2の規定に適合し、地方財政法第2条、同法第4条、同法第4条の2、同法第8条の各規定の趣旨に沿うものと考えられ、その出資のための公金支出の金額も、合目的性・合理性を肯定することができる範囲を逸脱しているものと評価することは到底できず、違法なものとは判断することはできない。

ウ 然るに、請求人は、本件運営会社は、約1億4,000万円の債務超過があり、倒産した場合には、市が公金から支出する資金の回

取が不可能になるので、その公金支出は許されないと主張している  
ので、この点について付言する。

市の本件運営会社に対する資金援助は、形式上、株式の払込みと  
いう出資の形態をとるものの、実質的には、市が本件運営会社に対  
する経済的支援のために実施しようとしているものであることは前  
項で判断したことから明らかであり、資金援助を決定した当初から、  
資金の貸借とは異なり、その資金の回収は全く念頭に置いておらず、  
寄附や補助と同様に、その趣旨に応じて、それを有効活用し、本件  
運営会社の存続とその活動の継続により、公益上有意義な活動を継  
続し、市民の福祉の増進に寄与することを期待するにすぎず、直接  
的な経済的見返りを求める意図は全くないものであり、市が出資し  
た、カマタマーレ讃岐に対する1,000万円の経済的支援によっ  
て、カマタマーレ讃岐が見事に再生し、地域貢献を続けて、市民の  
福祉の向上に大きく貢献している前例から見ても、本件出資の効果  
は十分に期待し得るものと思料される状況にある。

わが国における過去の企業倒産の実情をみれば、倒産など到底予  
想もされない大企業が突然倒産した事例が頻発しており、絶対に倒  
産しないという企業は存在しないと言っても過言ではなく、将来本  
件運営会社が不幸にして倒産に至るということも考えられなくはな  
いが、本件運営会社は、そのような事態にならないように再生に努  
め、約1億4,000万円ある債務超過のうち、約1億2,000  
万円は自助努力による解消の目途を立てた上、香川県と市に  
各1,000万円の資金援助を求め、それが実現すれば、債務超過  
が全部解消し、再生できると確信を持って臨んでおり、市による  
1,000万円支援の効果は十分に期待できるものと推認でき、市  
の目的とする公益に叶うものと思料する。

そして、請求人が倒産の可能性を抱くこと自体についてであるが、  
一般的に経済的支援を要する者は、財務状態が悪いものの、その支  
援により立ち直りが期待できるものであることを考えると、本件運  
営会社は、前(2)イ掲示の(ア)～(ケ)(本書31ページ以下参

照) の、それぞれに該当するものと認められることから、本件運営会社が前記債務超過の状態にあることは、出資による経済的支援を決する上で、何ら支障が生じるものではないと思料する。

最後に、請求人が、本件出資は営利法人である本件運営会社の利益を図る目的でなされるものであり、違法だと主張している点について、付言するに、本件出資は、もともと本件運営会社の要請を受けて経済的支援としてなすものであり、その出資が本件運営会社に利益を与えるためのものであることは明らかであるが、専らそのためだけになされるものではなく、本件運営会社の存在とその活動が、前述のとおり、市民の福祉の向上に大きく寄与し、本件出資によってその寄与の継続が期待できるという公益上の利益を重視してなすものであり、寄附や補助と同様に、その対象が受ける利益にも増して、市が受ける利益が大きいものと考えられるので、本件出資によって、その対象である本件運営会社が利益を受けることは、前項の判断を左右する要因にはならないものと思料する。

してみると、請求人の本件各主張は、前項の判断に消長を来たすものではないと判断せざるを得ない。

以上検討のとおり、請求人の各主張は、いずれも理由がなく、失当であり、本件措置請求には理由がないものと判断する。